議案第113号

飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり 制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例 の改正 飛驒市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(飛驒市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 飛驒市水道事業の設置等に関する条例 (平成16年飛驒市条例第231号) の一部を次のように改正する。

題名中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第1条の見出しを「(設置)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の 保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、農村下水道事業及び個別排 水事業をいう。以下同じ。)を設置する。

第1条の次に次の1条を加える。

(法の全部適用)

第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」 という。)」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。
 - (1) 給水区域は、飛驒市の区域内とする。
 - (2) 給水人口は、24,068人とする。
 - (3) 1日最大給水量は、12,260立方メートルとする。
- 3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。
 - (1) 処理区域は、飛驒市下水道条例(平成16年飛驒市条例第223号)で定める区域とする。
 - (2) 処理人口は、19,660人とする。

- (3) 1日最大処理能力は、11,930立方メートルとする。
- 4 農村下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。
 - (1) 処理区域は、飛驒市農村下水道処理施設条例(平成16年飛驒市条例第227号)で定める区域とする。
 - (2) 処理人口は、7.926人とする。
 - (3) 1日最大処理能力は、2,607立方メートルとする。

第2条に次の1項を加える。

- 5 個別排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。
 - (1) 処理区域は、飛驒市個別排水処理施設条例(平成16年飛驒市条例第229号)で定める区域とする。
 - (2) 合併処理浄化槽の規模は5人槽から40人槽とする。

第3条第1項中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に、「地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業を管理する市長」を「水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第7条の見出し中「作成」を「提出」に改め、同条第1項中「市長」を「管理者」に、「水道事業」を「上下水道事業」に、「作成しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同条第2項中「作成する」を「提出する」に改め、同項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「作成する」を「提出する」に、「市長」を「管理者」に、「作成しなけ

れば」を「市長に提出しなければ」に改める。

(飛驒市内部組織設置条例の一部改正)

第2条 飛驒市内部組織設置条例(平成16年飛驒市条例第9号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第4号ウ中「下水道事業」を「浄化槽」に改める。

(飛驒市職員定数条例の一部改正)

第3条 飛驒市職員定数条例(平成16年飛驒市条例第39号)の一部を次のように改 正する。

第1条中「水道事業」の次に「及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)」 を加える。

第2条第1項の表中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

(飛驒市特別会計条例の一部改正)

第4条 飛驒市特別会計条例 (平成16年飛驒市条例第64号) の一部を次のように改正する。

第1条中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号から第11号までを4号ずつ繰り上げる。

(飛驒市下水道条例の一部改正)

第5条 飛驒市下水道条例(平成16年飛驒市条例第223号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第11条第1項中「規則で」を「市長が」に改める。

第12条第1項中「規則で」を「市長が」に改め、同条第2項中「2年」を「5年」に改める。

第14条第1項第2号及び第18条第4項中「規則で」を「市長が」に改める。

第19条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第20条第2項、第25条第2項、第26条、第27条第1項及び第28条第1項中「規則で」を「市長が」に改める。

第33条第4項中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第34条第1項、第36条第2項第3号、第38条、第41条第1項及び第47条中「規則で」を「市長が」に改める。

(飛驒市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正)

第6条 飛驒市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例(平成16年飛驒市条例第 224号)の一部を次のように改正する。

第12条中「規則で」を「市長が」に改める。

(飛驒市公共下水道事業受益者分担金徴収条例の一部改正)

第7条 飛驒市公共下水道事業受益者分担金徴収条例 (平成16年飛驒市条例第225号) の一部を次のように改正する。

第8条中「規則で」を「市長が」に改める。

(飛驒市個別排水処理施設条例の一部改正)

第8条 飛驒市個別排水処理施設条例(平成16年飛驒市条例第229号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項、第7条第1項、第9条第1項第2号及び第13条第4項中「規則 で」を「市長が」に改める。

第14条中「規則」を「企業管理規程」に改める。

第15条第2項及び第25条中「規則で」を「市長が」に改める。

(飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 飛驒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年飛驒市条例 第232号)の一部を次のように改正する。

「企業職員」を「上下水道事業職員」に改める。

(飛驒市積立基金条例の一部改正)

第10条 飛驒市積立基金条例 (平成16年飛驒市条例第76号) の一部を次のように 改正する。

第5条第2項中「特別会計歳入歳出予算」の次に「(飛驒市下水道事業会計にあっては、当該予算)」を加え、同項の表中「飛驒市公共下水道事業特別会計」、「飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計」及び「飛驒市農村下水道事業特別会計」を「飛驒市下水道事業会計」に改める。

第7条中「基金に属する現金を歳計現金」の次に「(下水道事業会計の基金に あっては、当該事業の業務に係る現金)」を加える。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (飛驒市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計、農村下水道 事業特別会計及び個別排水処理事業特別会計に属する出納は、令和6年3月31日 までに閉鎖し、決算する。この場合において、歳入歳出差引不足額又は残額が生 じた場合は、飛驒市下水道事業会計でこれを引き継ぐ。

(飛驒市積立基金条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第10条の規定による改正前の飛驒市積立基金条例に規定する飛驒市公共下水道 事業基金、飛驒市公共下水道事業減債基金、飛驒市特定環境保全公共下水道事業 減債基金及び飛驒市農村下水道事業基金に属する現金、有価証券その他の財産に ついては、改正後の飛驒市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に基づ く飛驒市下水道事業に引き継ぐものとする。 (第1条) 飛騨市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

現 行	改正案		
飛騨市水道事業の設置等に関する条例	飛騨市水道事業 <u>及び下水道事業</u> の設置等に関する条例		
(水道事業の設置)	(
第1条 略	第1条 略		
	2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水		
	域の水質の保全に資するため、下水道事業(公共下水道事業、農村		
	下水道事業及び個別排水事業をいう。以下同じ。)を設置する。		
	(法の全部適用)		
	第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」と		
	いう。) 第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第		
	403号。以下「令」という。) 第1条第2項の規定により、下水道事		
	業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。		
(経営の基本)	(経営の基本)		
第2条 水道事業	第2条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、		
常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう	常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう		
に運営されなければならない。	に運営されなければならない。		
2 給水区域は、飛騨市の区域内とする。	2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。		
	(1) 給水区域は、飛騨市の区域内とする。		

<u> </u>	(2) 給水人口は、24,068人とする。
<u> </u>	(3) 1日最大給水量は、12,260立方メートルとする。
3 給水人口は、24,068人とする。	3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。
<u> </u>	(1) 処理区域は、飛騨市下水道条例(平成16年飛騨市条例第223号)
	で定める区域とする。
<u> </u>	(2) 処理人口は、19,660人とする。
	(3) 1日最大処理能力は、11,930立方メートルとする。
<u>4</u> 1日最大給水量は、12,260立方メートルとする。	4 農村下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。
	(1) 処理区域は、飛騨市農村下水道処理施設条例(平成16年飛騨市
	条例第227号)で定める区域とする。
	(2) 処理人口は、7,926人とする。
	(3) 1日最大処理能力は、2,607立方メートルとする。
	5 個別排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。
	(1) 処理区域は、飛騨市個別排水処理施設条例(平成16年飛騨市条
	例第229号)で定める区域とする。
	(2) 合併処理浄化槽の規模は5人槽から40人槽とする。
(組織)	(組織)
第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)	第3条 <u>法</u>
第7条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)	第7条ただし書及び <u>令</u>
第8条の2の規定に基づき、 <u>水道事業</u> に管理者を置かないもの	第8条の2の規定に基づき、 <u>上下水道事業</u> に管理者を置かないもの

とする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業を管理する市長

の権限に属する事務を処理

させるため、環境水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水 道事業 の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な 対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正 な見積価額)が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若し くは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000 平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の 受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

- 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2第8項の規定により水道事業 の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)
- 第6条 <u>水道事業</u> の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属す

とする。

2 法第14条の規定に基づき、<u>水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)</u>の権限に属する事務を処理させるため、環境水道部を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額)が、2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

- 第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。 (議会の議決を要する負担附きの寄附の受領等)
- 第6条 <u>上下水道事業</u>の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担附きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上市の義務に属す

る損害賠債の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものと する。

(業務状況説明書類の作成)

- 第7条 市長 は、水道事業 に関し、法第40条の2第1項の規定 に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説 明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の 状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければ ならな V)
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載す るとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の 決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属す る事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにし なければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業 の経営状況を明らか にするため市長 が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに 同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場 合においては、市長は、できるだけ速やかにそれを作成しなけれ ばならない。

る損害賠債の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものと する。

(業務状況説明書類の提出)

- 第7条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定 に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説 明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の 状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならな V
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載す るとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の 決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属す る事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにし なければならない。
- (1)・(2) 略
- (3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らか にするため管理者が必要と認める事項
- 同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場 合においては、管理者は、できるだけ速やかにそれを市長に提出し なければならない。

次	事(1)
買	个十

以下略以下略

(第2条)飛騨市内部組織設置条例新旧対照表

現行	改正案
第1条 略	第1条 略
(分掌事務)	(分掌事務)
第2条 略	第2条 略
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
(4) 環境水道部	(4) 環境水道部
ア・イ 略	ア・イ 略
ウ <u>下水道事業</u> に関すること。	ウ <u>浄化槽</u> に関すること。
(5)~(8) 略	(5)~(8) 略
以下 略	以下 略

(第3条)飛騨市職員定数条例新旧対照表

現行		改正案				
(定義)			(定義)			
第1条 この条例において「職員	員」とは、市野	長、議会、選挙管理委員	第1条 この名	&例において「職	員」とは、市長	、議会、選挙管理委員
会、監査委員、公平委員会、	教育委員会及び	バ、農業委員会の事務部	会、監査委員	員、公平委員会、	教育委員会及び	、農業委員会の事務部
局、消防機関並びに水道事業_			局、消防機関	関並びに水道事業	及び下水道事業	(以下「上下水道事業」
に常時勤務する地方	公務員で、一般	職に属するものをいう。	<u>という。)</u> に言	常時勤務する地方	公務員で、一般職	微に属するものをいう。
(定数)			(定数)			
第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。		第2条 職員の	の定数は、次の表	に掲げるとおり	とする。	
区分	定数	備考]	区分	定数	備考
市長の事務部局~消防機関の項 略		市長の事務部	局~消防機関の項	頁 略		
水道事業 (企業会計職員)	10人		上下水道事業	(企業会計職員)	10人	
合計の項 略			合計の項 略			
2 略			2 略			
以下 略			以下 略			

(第4条)飛騨市特別会計条例新旧対照表

現行	改正案			
(設置)	(設置)			
第1条 略	第1条 略			
(1) • (2) 略	(1)・(2) 略			
(3) 飛騨市公共下水道事業特別会計 下水道事業				
(4) 飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計 下水道事業				
(5) 飛騨市農村下水道事業特別会計 農村下水道事業				
(6) 飛騨市個別排水処理施設事業特別会計 個別排水事業				
(7) 飛騨市駐車場事業特別会計 駐車場事業	(3) 飛騨市駐車場事業特別会計 駐車場事業			
(8) 飛騨市情報施設特別会計 情報施設事業	(4) 飛騨市情報施設特別会計 情報施設事業			
(9) 飛騨市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業	(5) 飛騨市後期高齢者医療特別会計 後期高齢者医療事業			
10 飛騨市給食費特別会計 給食事業	(<u>6</u>) 飛騨市給食費特別会計 給食事業			
11 飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計 下水道汚泥処理事業	(7) 飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計 下水道汚泥処理事業			
以下 略	以下 略			

(第5条)飛騨市下水道条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

第1条~第4条 略

(下水の排除方式)

第5条 略

2 冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であ 2 冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であ るものとして規則で定めるものに係るこの条例の規定の適用につい ては、これを雨水とみなすものとする。

現行

第6条~第10条 略

(排水設備等の計画の確認)

第11条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について 第11条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について 許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。) の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等 の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることにつ いて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して 提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 略

第11条の2 略

(排水設備指定工事店の指定)

第1条~第4条 略

(下水の排除方式)

第5条 略

るものとして市長が定めるものに係るこの条例の規定の適用につい ては、これを雨水とみなすものとする。

改正案

第6条~第10条 略

(排水設備等の計画の確認)

許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。) の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等 の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることにつ いて、市長が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して 提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 略

第11条の2 略

(排水設備指定工事店の指定)

第12条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く│第12条 排水設備等の新設等の工事(市長が定める軽微な工事を除く

- ければ、行ってはならない。
- 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日か 2 前項の指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日か ら2年とする。
- 3 略

第13条 略

(指定の基準)

第14条 略

- (1) 略
- (2) 規則で定める機械器具を有する者であること。
- (3) (4) 略
- 2 略

第15条~第17条 略

(責任技術者証)

第18条 略

- 2 · 3 略
- 4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交 4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交 付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第19条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例又は規則 の定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければな

- 。)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなし。)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でな ければ、行ってはならない。
 - ら5年とする。
 - 3 略

第13条 略

(指定の基準)

第14条 略

- (2) 市長が定める機械器具を有する者であること。
- (3) (4) 略

第15条~第17条 略

(責任技術者証)

第18条 略

2 · 3 略

付に関し必要な事項は、市長が定める。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第19条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例又は企業管理規程 の定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければな らない。

(排水設備等の工事の検査)

第20条 略

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その 則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

3 略

第21条~第24条 略

(除害施設の設置等)

第25条 略

2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、規則で定 2 前項の規定は、前項各号に掲げる物質又は項目のうち、市長が定 トル未満である者には、適用しない。

(除害施設の設置等の届出)

則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なけ ればならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とす る。

(水質管理責任者制度)

らない。

(排水設備等の工事の検査)

第20条 略

工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合してい

工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合してい

工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合してい ると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規一 ると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、市 長が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

3 略

第21条~第24条 略

(除害施設の設置等)

第25条 略

めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メート めるものについては、1日当たりの平均的な下水の量が50立方メー トル未満である者には、適用しない。

(除害施設の設置等の届出)

第26条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、規|第26条 除害施設を設置し、休止し、又は廃止しようとする者は、市 長が定めるところにより、あらかじめ、その旨を市長に届け出なけ ればならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とす る。

(水質管理責任者制度)

第27条 除害施設又は特定施設を設置した者は、規則で定めるところ により、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、 遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

2 略

(水質の測定等)

第28条 除害施設の設置者は、規則で定めるところにより、第23条又 | 第28条 除害施設の設置者は、市長が定めるところにより、第23条又 は第25条に規定する基準に適合しない下水の水質を測定し、その結 果を記録しておかなければならない。

2 略

第29条~第32条 略

(代理人及び管理人の選定)

第33条 略

- 2 · 3 略
- 4 第1項及び第2項の規定による代理人及び管理人は、この条例又 はこの条例に基づく規則に規定した事項について、共有者 若しくは共用者又は義務者が行わなければならない一切の事項を共 有者若しくは共用者又は義務者に代わって処理しなければならな V 1

(使用開始等の届出)

第27条 除害施設又は特定施設を設置した者は、市長が定めるところ により、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、 遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(水質の測定等)

は第25条に規定する基準に適合しない下水の水質を測定し、その結 果を記録しておかなければならない。

2 略

第29条~第32条 略

(代理人及び管理人の選定)

第33条 略

- 2 · 3 略
- 4 第1項及び第2項の規定による代理人及び管理人は、この条例又 はこの条例に基づく企業管理規程に規定した事項について、共有者 若しくは共用者又は義務者が行わなければならない一切の事項を共 有者若しくは共用者又は義務者に代わって処理しなければならな 1

(使用開始等の届出)

第34条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止 第34条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止 し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当 該使用者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を市 長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下 水道を使用する場合は、この限りでない。

2 略

第35条 略

(使用料の算定方法)

第36条 略

2 略

(1) • (2) 略

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその 営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを 営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用 月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出根拠を記載した 申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出 しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかか わらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除 した汚水の量を認定するものとする。

 $3\sim5$ 略

第37条 略

し、又は現に休止しているその使用を再開しようとするときは、当 該使用者は、市長が定めるところにより、あらかじめ、その旨を市 長に届け出なければならない。ただし、雨水のみを排除して公共下 水道を使用する場合は、この限りでない。

第35条 略

(使用料の算定方法)

第36条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその 営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを 営む使用者は、市長が定めるところにより、毎使用月、その使用 月に公共下水道に排除した汚水の量及びその算出根拠を記載した 申告書を、その使用月の末日から起算して7日以内に市長に提出 しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかか わらず、市長は、その申告書の記載を勘案してその使用者の排除 した汚水の量を認定するものとする。

 $3\sim5$ 略

第37条 略

(行為の許可)

第38条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定める ところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しな ければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同 様とする。

(1) • (2) 略

第39条·第40条 略

(占用)

第41条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」と 第41条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」と いう。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用し ようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記 載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可 を受けた事項を変更するときも、同様とする。ただし、占用物件の 設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可を もって占用の許可とみなす。

 $(1)\sim(7)$ 略

2 · 3 略

第42条~第46条 略

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 以下 略

(行為の許可)

第38条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、市長が定める ところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して市長に提出しな ければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同 様とする。

(1) • (2) 略

第39条 • 第40条 略

(占用)

いう。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用し ようとする者は、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記 載した申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可 を受けた事項を変更するときも、同様とする。ただし、占用物件の 設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可を もって占用の許可とみなす。

 $(1)\sim(7)$ 略

2 · 3 略

第42条~第46条 略

(委任)

第47条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。 以下 略

資料

(第6条)飛騨市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第11条 略	第1条~第11条 略
(委任)	(委任)
第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長が</u> 定める。
以下 略	以下略

資 料

(第7条)飛騨市公共下水道事業受益者分担金徴収条例新旧対照表

現行	改正案
第1条~第7条 略	第1条~第7条 略
(委任)	(委任)
第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>市長が</u> 定める。
以下略	以下略

(第8条)飛騨市個別排水処理施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行

第1条~第5条 略

(排水設備等の計画の確認)

第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について | 第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について 許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。) の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等 の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることにつ いて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して 提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 略

(排水設備指定工事店の指定)

第7条 排水設備等の新設等の工事(規則で定める軽微な工事を除く。| 第7条 排水設備等の新設等の工事(市長が定める軽微な工事を除く。) は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。) でな でなければ、行ってはならない。

2 · 3 略

第8条 略

(指定の基準)

第9条 略

(1) 略

第1条~第5条 略

(排水設備等の計画の確認)

許可を受けるべき排水施設(以下これらを「排水設備等」という。) の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等 の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることにつ いて、市長が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して 提出し、市長の確認を受けなければならない。

改正案

(排水設備指定工事店の指定)

)は、市長の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でな でなければ、行ってはならない。

2 · 3 略

第8条 略

(指定の基準)

第9条 略

(1) 略

(2) 規則で定める機械器具を有する者であること。

(3) • (4) 略

2 略

第10条~第12条 略

(責任技術者証)

第13条 略

2 • 3 略

4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交 4 前3項に規定するもののほか、責任技術者証の書換え交付、再交 付に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定工事店の青務及び遵守事項)

定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければなら ない。

(排水設備等の工事の検査)

第15条 略

2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その 2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その ると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、規しると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、市 則で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

3 略

(2) 市長が定める機械器具を有する者であること。

(3) • (4) 略

第10条~第12条 略

(責任技術者証)

第13条 略

2 · 3 略

付に関し必要な事項は、市長が定める。

(指定工事店の青務及び遵守事項)

第14条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、規則 の | 第14条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例、企業管理規程の 定めるところに従い適正な排水設備工事の施工に努めなければなら ない。

(排水設備等の工事の検査)

第15条 略

工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合してい┃ 工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合してい 長が定めるところにより、検査済証を交付するものとする。

3 略

資料

 第16条~第24条 略
 (委任)

 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
 第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

 以下 略
 以下 略

(第9条)飛騨市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現行

飛騨市企業職員 の給与の種類及び基準に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38 条第4項の規定に基づき、企業職員 の給与の種類及び基準 を定めることを目的とする。

(給与の種類及び基準)

第2条 企業職員 で常時勤務を要するもの及び地方公務員法 第2条 上下水道事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員並びに会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、 飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)及び 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和 元年飛騨市条例第6号)の例による。

改正案

飛騨市上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38 条第4項の規定に基づき、上下水道事業職員の給与の種類及び基準 を定めることを目的とする。

(給与の種類及び基準)

(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員並びに会計年度任用職員の給与の種類及び基準は、 飛騨市職員の給与に関する条例(平成16年飛騨市条例第58号)及び 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例(令和 元年飛騨市条例第6号)の例による。

以下 略

以下 略

(第10条)飛騨市積立基金条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

第1条~第4条 略	1
(運用益金の処理)	
第5条略	ı

現行

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる基金から生ずる 収益は、それぞれ同表右欄に掲げる特別会計歳入歳出予算_____ に計上して、その基金に編

入する。

会計名 基金名 略 略 略 飛騨市公共下水道事業基金 飛騨市公共下水道事業特別会計 飛騨市公共下水道事業減債基金 飛騨市公共下水道事業特別会計 飛騨市特定環境保全公共下水道 飛騨市特定環境保全公共下水道 事業減債基金 事業特別会計 飛騨市農村下水道事業基金 飛騨市農村下水道事業特別会計 略 略 略 略

第6条 略

(繰替運用)

第1条~第4条 略

(運用益金の処理)

第5条 略

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる基金から生ずる 収益は、それぞれ同表右欄に掲げる特別会計歳入歳出予算<u>(飛騨市</u> 下水道事業会計にあっては、当該予算)に計上して、その基金に編 入する。

改正案

基金名	会計名
略	略
略	略
飛騨市公共下水道事業基金	飛騨市下水道事業会計
飛騨市公共下水道事業減債基金	飛騨市下水道事業会計
飛騨市特定環境保全公共下水道	飛騨市下水道事業会計
事業減債基金	
飛騨市農村下水道事業基金	飛騨市下水道事業会計
略	略
略	略

第6条 略

(繰替運用)

資 料

条例関係議案要旨

議 案 名	飛騨市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例につ
	いて
担当部	環境水道部
提案理由	飛騨市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに
	伴う関係条例の改正
制定改廃	市独自の改正
の根拠等	
条例の	【改正の趣旨】
概要	人口3万人未満の下水道事業について地方公営企業法の全適用を令
	和6年度から実施するよう総務省から要請され、下水道4特別会計(公
	共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農村下水道事業、個別排
	水処理施設事業)を飛騨市下水道事業公営企業(法適化)へ移行(以下
	「下水道事業法適用移行」という。)することに伴い、関係条例を改正
	するもの。
	【改正の内容】
	(1) 飛騨市水道事業の設置等に関する条例(平成16年飛騨市条例第231
	号)の改正〔第1条〕
	下水道事業法適用移行に合わせた設置、経営及び組織体制の規定箇所
	の改正及びその他必要となる文言の整理を行う。
	(2) 飛騨市内部組織設置条例(平成16年飛騨市条例第9号)の改正[第
	2条〕
	下水道事業法適用移行に伴い、環境水道部の分掌事務の内、下水道事
	業を削り、浄化槽に改める。
	(3) 飛騨市職員定数条例(平成16年飛騨市条例第39号)の改正〔第3
	条〕
	下水道事業法適用移行に伴い、企業会計職員の区分を上下水道事業に
	改める。

	(4) 飛騨市特別会計条例(平成16年飛騨市条例第64号)の改正〔第4条〕
	下水道事業法適用移行に伴い、下水道4特別会計を規定から削除す
	る。
	(5)・飛騨市下水道条例(平成16年飛騨市条例第223号)の改正〔第5条〕
	・飛騨市都市計画下水道事業受益者負担金徴収条例(平成16年飛
	騨市条例第224号)の改正〔第6条〕
	・飛騨市公共下水道事業受益者分担金徴収条例(平成16年飛騨市条例
	第225号)の改正〔第7条〕
	・飛騨市個別排水処理施設条例(平成16年飛騨市条例第229号)の改
	正〔第8条〕
	・飛騨市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成16年飛騨
	市条例第232号)の改正〔第9条〕
	下水道事業法適用移行に伴い、必要となる文言等の整理を行う。
	(6) 飛騨市積立基金条例(平成16年飛騨市条例第76号)〔第10条〕
	下水道事業法適用移行に伴い、特別会計名及び必要となる文言等の整
	理を行う。
市民への	【市民への影響】
影響等	新たな手続の発生や下水道使用料等に変更はないため影響はない。
施行日	令和6年4月1日
備考	